

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）の整備を促進するため、事業所内保育事業所の整備又は定員増に必要となる経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、別表1に掲げるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象事業者が実施する以下の各号に掲げる事業であって、事業所内保育事業所の整備又は定員増に必要と認められるものとする。

- (1) 建物の創設
- (2) 既存施設（敷地内の附帯施設を含む）の増設、改修又は修繕
- (3) ソフトウェアの導入
- (4) 備品又は物品の購入

(補助対象経費、補助基準額及び補助額)

第4条 補助対象経費、補助基準額及び補助額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、公正かつ適正な執行が確保されるよう行うこと。
- (5) 施工業者の選定に当たっては、補助対象事業者の役員、社員、寄付者、これらの者

の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を参加させてはならない。

(6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後5年間保管すること。

(7) 補助事業完了後、市長が特別に認める場合を除き、3か月以内に事業所内保育事業の認可を得られない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めるものとする。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更承認の申請等)

第8条 補助対象事業者は、第6条第1号の規定による承認を受けようとするとき及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助額の変更を決定し、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 補助対象事業者は、第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市事業所内保育事業整備促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市事業所内保育事業整備促進事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、規則第12条の規定による報告を行おうとするときは、補助対象事業完了後15日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日のいずれか早い期日までに、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 補助対象事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第 12 条 規則第 17 条第 3 項において準用する同規則第 6 条の規定による通知は、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）によるものとする。

(調査)

第 13 条 市長は、必要と認めたときは、随時、その補助金の執行状況について、帳簿、書類、その他必要な物件等を調査し又は参考となるべき事項について報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(返還命令等)

第 14 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金返還命令書（様式第 11 号）によるものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 20 条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚労省告示第 384 号）の規定の例による。

2 市長は、規則第 20 条の規定により補助対象事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、令和 12 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表 1

整備区分	補助対象事業者
施設整備	法人格を有する者（政治的な目的のために結成された者を除く。）であって、当該年度の翌年度に本市内に事業所内保育事業所を開設する予定である者として市長が認めた者とする。
定員増	法人格を有する者（政治的な目的のために結成された者を除く。）であって、次に掲げる要件を満たす者として市長が認めた者とする。 （１）当該年度の翌年度に定員増を予定していること。ただし、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ若しくはハに規定するその他の乳児若しくは幼児の定員枠の増加が 6 人未満である場合又は事業所全体の定員枠の増加が 6 人未満である場合は、この限りでない。 （２）施設整備に係る補助を受けた事業所は、開園から 2 年以上経過していること。 （３）定員増の補助を過去に受けていないこと。

別表 2

補助対象経費	補助基準額	補助額
補助対象事業の実施に要する経費（補助対象事業に係る収入があるときは、当該収入額を控除した額）	1 事業所当たり 2, 400, 000 円	補助対象経費と補助基準額を比べていずれか低い方の額に 3/4 を乗じて得た額（千円未満切捨て）

年 月 日

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙 1)
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 配置図及び平面図(改修等前後)※
- (4) その他市長が必要と認める書類

※増設、改修又は修繕若しくは設備の整備の場合に限る

様式第 1 号（別紙）

事業計画書

1 整備区分 （ 施設整備 ・ 定員増 ）

2 整備予定事業所

事業所名（予定）	
所在地	

3 事業内容

補助対象事業	金額	内容※
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計（a）	円	

※ 当該補助対象事業の内容及び当該補助対象事業が事業所内保育事業所の整備又は定員増に必要である理由を記載すること。

4 実施予定期間

自 年 月 日
至 年 月 日

様式第 2 号

千葉市指令 第 号

所在地

法人名

代表者名

様

(事業所名

)

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1 交付決定額 円

2 交付条件

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 6 条のとおり

<審査請求等について>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定変更申請書

(あて先) 千葉市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

1 補助金の交付決定額 円

2 変更申請額 円

3 交付を受けたい時期 年 月 日

4 変更理由

5 添付書類

- (1) 変更事業計画書(別紙)
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書
- (3) 配置図及び平面図(改修等前後)※
- (4) その他市長が必要と認める書類

※増設、改修又は修繕若しくは設備の整備の場合に限る

様式第 3 号（別紙）

変更事業計画書

1 整備区分 （ 施設整備 ・ 定員増 ）

2 整備予定事業所

事業所名（予定）	
所在地	

3 事業内容

補助対象事業	金額	内容※
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計（a）	円	

※ 当該補助対象事業の内容及び当該補助対象事業が事業所内保育事業所の整備又は定員増に必要である理由を記載すること。

4 実施予定期間

自 年 月 日
至 年 月 日

様式第 4 号

千葉市指令 第 号

所在地

法人名

代表者名

様

(事業所名

)

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付申請のあった千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1 補助金の交付決定額

円

2 交付条件

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 6 条のとおり

<審査請求等について>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 5 号

年 月 日

千葉市事業所内保育事業整備促進事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者名

事業所名

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市事業所内
保育事業整備促進事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、千葉市事業所内保
育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により申請します。

1 補助金の交付決定額 円

2 中止（廃止）予定日 年 月 日

3 中止（廃止）の理由

所在地

法人名

代表者名

様

(事業所名

)

千葉市事業所内保育事業整備促進事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市事業所内保育事業整備促進事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しましたので、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1 中止（廃止）予定日 年 月 日

2 中止（廃止）条件

- (1) 補助事業が予定の期間内に中止又は廃止できない場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助対象事業者が既に補助金の一部又は全部の交付を受けている場合は、返還すること。
- (4) 補助対象事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておくこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 備考

年 月 日

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金について、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額 円

2 補助対象事業の経費精算額 円

3 添付書類

(1) 事業報告書(別紙)

(2) 補助対象事業に係る収支決算書

(3) 補助対象事業に係る契約書

(4) 補助対象事業に係る契約事業者からの請求書及び領収書

(5) 補助対象事業に係る契約事業者からの完了届又は納品書

(6) 補助対象事業に係る主要部分の写真(改修等前後)※

※増設、改修又は修繕若しくは設備の整備の場合に限る。

様式第 7 号（別紙）

事業報告書

1 整備区分 （ 施設整備 ・ 定員増 ）

2 整備予定事業所

事業所名（予定）	
所在地	

3 事業内容

補助対象事業	金額	内容※
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計（a）	円	

※ 当該補助対象事業の内容及び当該補助対象事業が事業所内保育事業所の整備又は定員増に必要である理由を記載すること。

4 実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

様

(事業所名

)

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金額確定通知書

年 月 日付提出のあった千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金実績報告書により、次のとおり補助金額を確定したので、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

- | | |
|----------------|-----|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助対象事業の経費精算額 | 円 |
| 3 補助率 | 3/4 |
| 4 補助金の確定額 | 円 |

<審査請求等について>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

(申請者)
所在地
法人名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市達 第 号により額確定した補助金について、千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金の確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名		本店 支店 出張所	種目	口座番号						
口座番号	金融機関コード		1 普通 2 当座							
	店舗コード									
フリガナ										
口座名義人 氏名										

- 4 添付書類
- (1) 千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定通知書 (写)
- (2) 千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金額確定通知書 (写)

千葉市達 第 号

所在地

法人名

代表者名

様

(事業所名

)

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消しましたので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取 消 額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

<審査請求等について>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

所在地
法人名
代表者名 様
(事業所名)

千葉市事業所内保育事業整備促進事業費補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 18 条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

- | | | | | | |
|---|-----------|---|---|-----|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | | | | 円 |
| 2 | 補助金の既交付額 | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | | | | 計 | 円 |
| 3 | 補助金の確定額 | | | | 円 |
| 4 | 返還すべき金額 | | | | 円 |
| 5 | 返還期限 | 年 | 月 | 日まで | |
| 6 | 返還を命ずる理由 | | | | |
| 7 | 返還方法 | | | | |

<審査請求等について>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。